［十一　略］	［略］
十二　農業行政費	農家数

る表頭「２割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「５割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、七・七五割軽減被保険者数は、表頭「7.75割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「７割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。

［略］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(0.223 \times B) / A$

算式の符号

［略］

B　引受戸数（令和元年度から令和３年度までの引受戸数の計を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、令和３年度の引受戸数が０の場合は０とする。））

［２　略］

３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(0.0650 \times \alpha + 0.0415 \times \beta + 0.0059 \times \gamma) / A$

［略］

４　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における田及び牧草専用地の面積とする。

５　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

６　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［十一　同上］	［同上］
十二　農業行政費	農家数

ける表頭「２割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「５割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、八・五割軽減被保険者数は、表頭「8.5割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び八割軽減被保険者数は、表頭「８割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。

［同上］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(0.300 \times B) / A$

算式の符号

［同左］

B　引受戸数（平成30年度から令和２年度までの引受戸数の計を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、令和２年度の引受戸数が０の場合は０とする。））

［２　同上］

３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(0.0643 \times \alpha + 0.0409 \times \beta + 0.0058 \times \gamma) / A$

［同左］

４　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における田及び牧草専用地の面積とする。

５　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

６　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。